

司法院釈字第 523 号（2001 年 3 月 22 日）*

争 点

やくざ者取締法における裁判所の決定する留置との規定は違憲か。
(検肅流氓條例法院裁定留置規定違憲?)

キーワード

身体自由（身體自由）、留置、拘留（羈押）、比例原則

解釈文：凡そ人民の身体自由を制限する処分は、刑事手続きとしての被告人に問われるかどうかを別にし、国家機関の行う手続きである以上、法律の規定による、その内容も実質な正当で、また憲法二三条の定める要件に該当することとし、憲法八条の人身自由を保障する主旨に符合するとは言え、本院は既に何回も解釈している。

やくざ者取締法一一条一項は「裁判所は決定に送られた者を留置することができるが、この期間は一ヶ月に超えてはいけない。但

し、留置を続けることを必要とする場合、一回の制限で一ヶ月延長することができる。」と規定している。この留置処分は、保安処分としての感訓にするかどうかの手続きを順調に行わせるため、決定に送られた者の感訓処分が確定する前、一定の場所に身柄を拘束する強制処分で、人民の人身自由を重大に制限するものである。但し、同法律は、裁判所の留置と決定する要件について、明確に規定しておらず、その中で同六条・七条に規定する事由は、直接に拘引すると認めるに足りる原因であり、よって、同時に留置としての

*翻訳者：林裕順

正当な理由を有したものもあると考えられるが、その外には決定に送られた者はやはり社会の秩序を破壊する恐れがあるかどうか、逃亡・証拠湮滅又は告発・被害者もしくは証人に脅迫してその後の審理に妨げることになる恐れがあるかどうかを問わず、全て裁判所の裁量に委ねられ、決定に送られた者を留置するかを決定することである。従って、一条一項はこれに関し必要な程度を超えて、憲法八条・二三条及び前掲した本院の解釈趣旨に違反し、本解釈の公布してから一年以内にその効力を失う。さらに、関わる法律の修正するまえに、裁判所は留置の決定を行う場合、本解釈の主旨を確実に斟酌しなければならないと、合わせてここで説明する。

解釈理由書：凡そ人民の身体自由を制限する処分は、刑事手続きとしての被告人に問われるかどうかを別にし、国家機関の行う手続きである以上、法律の規定による、その内容も実質な正当で、また憲法二三条の定める要件に該当することとし、憲法八条の人身自

由を保障する主旨に符合するとは言え、本院は既に釈字 384 号・471 号などで解釈している。

やくざ者取締法二三条は、裁判所はやくざ者の事件を受理しこの法律その他の法令に規定していない場合、刑事訴訟法を適用すると規定しているが、裁判所は、やくざ者の事件を受理したとき、やはりこの法律と刑事訴訟法との規範趣旨の差異を考え、適用しなければならない。同法一条一項は「裁判所は決定に送られた者を留置することができるが、この期間は一ヶ月を超えてはいけない。但し、留置を続けることを必要とする場合、一回の制限で一ヶ月延長することができる。」と規定している、この留置処分は、保安処分としての感訓と決定するまえに、その審理の手続きを順調に行わせるための処分である、これは刑事訴訟法における拘留の目的と類似しているのがあるのは確かであるけれども、同法律はわざとこの処分を「留置」と称し「拘留」といわず、また条文の要件にも刑事訴訟法と必ずしも同じではないもので

、両者の立法趣旨の差異が歴然と現れているので、同一視にしてはいけない。やくざ者取締法は留置処分に関し裁判所により大きく裁量権を与えることは、確かに社会秩序の維持のため必要とされているが、人民権利の制限にかかるものである以上、明確原則に遵守しなければならないし、憲法における基本権利の保障及び比例原則に規制されるべきであることも何らの変わったことはない（本院釈字 384 号解釈を参照）やくざ者取締法一一条一項の規定における、裁判所は決定に送られた者を特定の場所に身柄拘束する留置処分と決定できることにおいて、保安処分としての感訓の手続きを順調に行わせるため、決定に送られた者の感訓処分が確定する前、一定の場所に身柄を拘束する強制処分は、必要とされいるが、やはり人民の人身自由を重大に制限するもである。同法律は、裁判所の留置と決定する要件について、明確に規定しておらず、その中で決定に送られた者は同六条・七条の規定により拘引された場合、裁判所は勾引書を交付する前にその者は

直接に拘引される事由を有したことと確認している以上、同時にこれは、留置としての正当な理由を有したものもあると考えられるが、その外には決定に送られた者は社会の秩序を破壊する恐れがあるかどうかや、逃亡・証拠湮滅又は告発・被害者もしくは証人に脅迫してその後の審理に妨げることになる恐れがあるかどうかを問わず、全て裁判所の裁量に委ねられ、決定に送られた者を留置することを決定することである。従つて、一一条一項はこれに関し必要な程度を超え、憲法八条・二三条及び前掲した本院の解釈趣旨に違反し、本解釈の公布してから一年以内にその効力を失う。さらに、関わる法律の修正するまえに、裁判所は留置の決定を行う場合、本解釈の主旨を確実に斟酌しなければならないと、合わせてここで説明する。

本解釈は、王澤鑑大法官・吳庚大法官による部分反対意見書がある。